【報告】２．２１院内ヒアリング集会
能登半島地震が教える原発の危険性
地震はどこでも起こる、退避も避難もできない

日時　２０２４年２月２１日（水）　１３時３０分～１８時００分
会場　参議院議員会館 B102 会議室
主催：再稼働阻止全国ネットワーク　質問：木原壯林、山崎久隆、木村雅英ほか
紹介：福島みずほ議員事務所

能登半島地震の被害を目の当たりにした私たちは、停止中の志賀原発で何が起こったのか、地震対策も使用済み核燃料対策も原子力災害対策も余りに甘すぎるのではないか、原子力規制委員会は今後どう対応するつもりなのか、が心配になりヒアリングしました。

残念ながら、原子力規制委員会は、能登半島地震をしっかりと受け止めることもせず、甘い「新規制基準」を見直すことも、実現性が無い「原子力災害対策指針」を見直すことも、その意志が無く、一方で「使用済み核燃料」の危険性への認識は全く不充分でした。

遅くなりましたが、結果の概要を以下に報告します。
詳しくは、動画や回答まとめなどをご覧願います。

ヒアリング１　2024 年能登半島地震の発生と受けとめ

【原子力規制庁回答】
志賀、柏崎刈羽、若狭３つの原発がある。柏崎刈羽、若狭に「安全確保の影響」があることは無かったと認識。志賀原発の被害については具体的な回答が無く、敷地内の見学は北陸電力の判断と逃げる。委員会の議論のとおり、新知見の収集一技術情報検討会などで知見の反映があり得る。

【私たちの意見】
大地震が起こったのだから、若狭の原発を一旦止めて検査してから稼動を認めるべき。そうでなければ住民が安心できない。能登半島地震後に美浜３号機を予定通り稼働を許したこともおかしい。各原発に地震の影響が有ったか無かったかを確認するべきだ。
規制委サイトの「緊急情報」の表示に不備があった　＝＞　規制委で訂正済。
能登半島地震の志賀原発への影響、全国の原発への影響を小さく見せようとしているのではないか。
規制委傍聴者への資料配布中止に抗議：持ち帰れない、メモもできない、ペーパレスより原発止めよ。

ヒアリング２「新規制基準」は地震に甘すぎ

【原子力規制庁回答】
志賀原発について、周期 0.47 秒の東西方向の揺れについて、揺れの大きさを示す加速度が想定を上回ったことを認めつつ、安全上重要な施設がないとの報告を受け、周期 0.47 秒に着目した確認等ということは規制庁として行っていない。地震動は地盤の堅さで変わる。志賀の耐震設計は今後の審査で確認。
原子力発電所の基準地震動への不信については地震動は地盤の堅さで変わると強弁。
若狭の原発のトラブル多発は認識しつつ、保全と継続的審議で対応。
地震多発国日本でいつでもどこでも巨大地震の原発過酷事故に見舞われる可能性の認識を持ってる。
新規制基準の適用は、リスクはゼロであるということを保証するものでない。
現時点で運転停止等が必要となるような科学的技術的な知見が得られていないことから停止を命令することは考えていない。今回の地震によって得られた知見を収集し、新たな知見が得られれば、規制に取り入れる必要があるかどうか、必要があるとすればどのように取り入れていくかについて適切に判断。
地殻変動（隆起沈降）と取水については地盤で確認している。取水は、各プラントには大型ポンプ車やホースが配備されていて、必要な量の水が供給できることを確認している。
東海第二の防潮堤の話は、２月７日に申請が出ているので順次確認する。
地震と津波に耐えられない使用済み燃料輸送は今まで問われたことがない話で、燃料輸送船の基準は国交省所管、沈んだらどうするんだという話はちょっとここどう考えるのか難しい。

【私たちの意見】
地盤堅さの判断がおかしい。
志賀の断層の判断の妥当性を再評価するべき。
地震学はまだまだ未熟、原発は万が一にも事故を起こしてはいけない、いつ大惨事が起こるか分からない。連動したら大惨事を起こしうる。能登半島地震が若狭で起これば持たないのではないか。
どんな地震に対しても工学的に抑えられるとの考え方がおかしい。
能登半島地震後の地震への対応が遅い。避難問題と同様に、今後のスケジュールを明確にして取り組んでもらいたい。
「震源を特定せず策定する地震動」で今回の能登半島地震を考慮するべき（石橋克彦さん）。
電力会社が真実を述べていないことを考慮するべき、いつ大地震が来るかは分からない。
柏崎刈羽の使用済み核燃料を危険な港から積み出すことは危険でかつ意味がない。

ヒアリング３　使用済み核燃料プールの安全性を問う
【原子力規制庁回答】
13 年近く経過した使用済み燃料入りプールでも 100 度以上になってメルトダウンを起こす可能性あり。
外部電源が生きていて、バックアップの電源、電源車とかバックアップがなされている。
柏崎刈羽でもスロッシングがあったが水位は維持されている。
イチエフ事故（最悪のシナリオ）後に、使用済み燃料についても重大事故で考えるべきと新規制で議論。
電源装置類の損傷について取り組んでいる。
プール対策には特定重大事故等対処施設の電源は使えない。
外部電源全部に耐震性・信頼性を持たせるというのは産業的には無理で、非常用ディーゼル発電機などに頼らざるを得ない。
【私たちの意見】
使用済み燃料プールの問題をもっと真剣に考える方が良い。原子炉は鋼鉄で丈夫だけれど、プールは上から覗けて高いところにあり地震で揺れて、メルトダウンし始めると必ず臨界に達する。
いわばむき出しの原子炉。全部の原発で新しい燃料がプールに入り始めたらどれだけ危険か。
常用である外部電源も非常用電源と同程度に信頼性を上げるべき。

ヒアリング４「原子力災害対策指針」の問題点
【原子力規制庁・内閣府回答】
原子力災害対策指針は、原子力災害時の放射線防護にかかる基本的な考え方を示したもので、自治体などの原子力災害対応を作るときに科学的客観的に支援するもの。
自然災害に対する安全が確保された後に原子力災害に対応することが基本ということが原子力規制委員会の共通の認識。なので自然災害と原子力災害の複合災害というものについては原子力災害対策指針の防護措置の基本的な考え方というものがある。それについて変更する必要がないとなった。
避難と屋内退避などを適切に組み合わせることによって被曝線量の軽減と被曝以外の健康などの影響を抑えることができるものであるというふうな考え方が引き続き有効。
IAEA 深層防護第 5 層について、新規制基準は、原子炉等規制法に基づいて、原子炉等を使用しようとするものからの申請について、施設の構造などに着目して、災害防止上支障がないかどうかを確認するもので、避難に関する計画、地域防災計画というものは含まれていない。
原子力災害への備えとして、指針を踏まえて、各自治体が作成する地域防災計画の変更を求めることはない。
【私たちの意見】
能登半島地震で地域防災計画が画餅であることが明らかになった。
自然災害と原子力災害とは分離できないことを、イチエフ事故が証明している。
IAEA 安全基準の深層防護第 5 層が実現できなければ原発を止めるべき。
本年に実際に起こった能登半島地震と、１３年前に実際に起こったイチエフ事故と同等の事故を志賀原発で起こったとして、避難計画の有効性を確認するべきではないか。
以上　　（文責：木村雅英）